

○周南公立大学学生の休学、復学及び退学に関する規程

(令和5年3月14日規程第16－8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学学則(令和4年規程第1－3号。以下「学則」という。)第31条及び第32条に規定する休学及び復学、並びに第34条に規定する退学の手続等に関し必要な事項を定める。

(休学の対象)

第2条 学生は、次の各号のいずれかの理由により3箇月以上修学できないときは、学部長に休学を願い出ることができる。

- (1) 疾病等により修学することができない者
- (2) 経済的な理由により修学することができない者
- (3) 親族の看護、家族の世話等で修学することができない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由により、学長が修学することが困難であると認めた者

(休学の手続)

第3条 前条により休学しようとする者は、本人及び保証人連署の休学願(別記様式第1号)を、病気による休学の場合は診断書を添付して、学部長に提出しなければならない。

(休学の許可)

第4条 休学は、学部長が許可する。

- 2 学部長は、休学を許可した者に対し休学許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(休学の命令)

第5条 学部長が、学則第31条第2項の規定により、疾病のため学修が不適当と認められた者に対して休学を命ずる場合は、学長の承認を得て行う。

- 2 学部長は、休学を命令した者に対し休学命令書(別記様式第3号)を交付するものとする。

(休学の期間)

第6条 休学の期間は、休学を許可された日から学期末まで、又は学年末までとし、学年をまたぐことはできない。

(復学の手続等)

第7条 休学期間中にその理由が消滅し復学しようとする者は、本人及び保証人連署の復学願（別記様式第1号）を、学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、休学の理由が消滅したと判断したときは、復学を許可し、復学許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

3 第5条による休学で、休学期間中にその事由がなくなった者に対しては、学部長は、学長の承認を得て、直ちに復学させなければならない。この場合、学部長は、前項に規定する復学許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(退学の手続)

第8条 退学しようとする者は、本人及び保証人連署の退学願（別記様式第1号）を、所属学部を経て学長に提出しなければならない。

(退学の許可)

第9条 退学は、所属学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、退学を許可した者に対し退学許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(授業料の取扱い)

第10条 休学及び退学にかかる授業料の取扱いについては、公立大学法人周南公立大学授業料等に関する規程（令和4年規程第14－6号）その他、本学授業料等の取扱いに関する規定のとおりとする。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、学生支援部学務課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学生の休学、復学及び退学に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用

する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第3条、第7条及び第8条関係）

休学 ・ 退学 ・ 復学 願

年 月 日

周南公立大学長／学部長 様

_____学部 _____学科 _____コース／専攻

本人 _____年 学籍番号 _____

氏名 _____ 印

住所 〒 _____

TEL _____

保護者 氏名 _____ 印

住所 〒 _____

TEL _____

次の理由により（ 休学 ・ 退学 ・ 復学 ）を希望しますので、
許可くださいますよう、保証人連署のうえお願いします。

（理由）	※休学期間／退学年月日
------	---

【注意】 1. 休学期間は各学期末まで 2. 本人・保護者別の印鑑で押印すること

別記様式第2号（第4条、第7条及び第9条関係）

（文書） 号

休学 ・ 退学 ・ 復学 許可書

所 属

学籍番号

氏 名

上記の者、 年 月 日～（ 年 月 日）までの
期間、下記のとおり許可します。

休学 ・ 退学 ・ 復学

年 月 日

周南公立大学長／学部長 （公印）

（文書） 号

休学命令書

所 属
学籍番号
氏 名

上記の者、 年 月 日付で、休学を命じます。

年 月 日

周南公立大学 学部長 (公印)